

鹿児島市保育所等設置支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市内において、賃貸物件による保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（本市が設置し、管理運営を行うものを除く。以下「保育所」という。))又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。))を設置するための改修等や、賃貸物件等により小規模保育事業（法第6条の3第10項の規定による小規模保育事業を行う事業所（鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年鹿児島市条例第50号）に規定する小規模保育事業A型に限る。以下、「小規模保育事業所」という。）を設置するための建物の改修等（以下「補助事業」という。）に要する経費について、その設置者に対し、予算の範囲内において鹿児島市保育所等設置支援補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画において、2号又は3号の受け皿不足が見込まれる区域で建物を賃借することにより、新たに保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業所を設置し、安定的に保育を実施できる者であること。ただし、小規模保育事業所については、建物を賃借することを要しない。
- (3) 設備及び運営の内容が、鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島市条例第50号）、鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年鹿児島市条例第37号）又は鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鹿児島市条例第50号）並びに市長が別に定める基準に適合するものであること。
- (4) 鹿児島市社会福祉法人設立認可及び社会福祉施設整備審査会の報告を受けて、保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業所の設置運営事業者として市長が選定した者であること。
- (5) 賃貸物件による保育所又は幼保連携型認定こども園の設置に係る補助事業は、法第7条に規定する保育所等を経営する者であること。また、賃貸物件等による小規模保育事業の設置に係る補助事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基

づき特定地域型保育事業者（小規模保育事業に限る。）として確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者であること。

(6) 令和6年4月1日までの開設が見込まれること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体等は、補助金の交付対象としない。

(1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 役員等が鹿児島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

(7) 前各号のいずれかに該当する団体等であることを知りながら当該団体等と取引をしている団体等

（補助金の交付対象経費及び交付基準額等）

第3条 補助金の交付対象経費、交付基準額及び補助率については、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

(1) 設計及び工事監理に要する経費

(2) 土地や既存建物の買収、土地の整地等の施設整備を目的とする経費

(3) 外構、造成工事に要する経費

(4) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業に要する経費

(5) 職員の宿舎に要する経費

(6) 敷金及び保証金等の預かり金

(7) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金、県その他団体等が実施する補助等の対象となる事業に要する経費

(8) その他整備費として適当と認められない経費

2 補助金の交付の申請は、1施設・事業所につき1回限りとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表に掲げる補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。

2 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、鹿児島市保育所等設置支援補助金交付申請書(様式第1。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請額(変更)算出内訳書(様式第2)
- (2) 事業(変更)計画書(様式第3)
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (4) 暴力団排除に関する誓約・同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は市長が指定する日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第4項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第4)により速やかに市長に報告しなければならないこと。ただし、補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の1支部(支社、支所等を含む。)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(本社、本所等を含む。以下同じ。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (2) 前号の規定により市長に報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を本市に納付させることがあること。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除き、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。
- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

- (8) その他規則及びこの要綱に規定する補助事業者等に係る事項を遵守すること。
- (9) 第2号及び第3号を除く前各号の条件に違反した場合、補助金の全部又は一部を本市に納付させることがあること。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、規則第6条第2項の規定による補助事業の内容等の変更承認申請を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金の額に変更が生じないとき。
 - ア 変更後の事業(変更)計画書(様式第3)
 - イ 変更後の歳入歳出予算(見込)書抄本
- (2) 補助金の額に変更が生じるとき。
 - ア 変更後の申請額(変更)算出内訳書(様式第2)
 - イ 変更後の事業(変更)計画書(様式第3)
 - ウ 変更後の歳入歳出予算(見込)書抄本

3 市長は、前項の規定による補助事業の内容等の変更を承認する場合においては、当該申請に係る変更により補助金の額に変更が生じないときにあつては鹿児島市保育所等設置支援補助金事業変更承認通知書(様式第5)により、補助金の額に変更が生じるときにあつては鹿児島市保育所等設置支援補助金交付変更決定通知書(様式第6)により補助事業者等に通知するものとする。

4 前条の規定は、前項の規定による補助金の交付変更決定について準用する。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 施設の整備に係る工事に着工したときは、鹿児島市保育所等設置支援補助金工事着工報告書(様式第7)により、工事に着工した日から10日以内に市長に報告する。
- (2) 工事進捗状況については、鹿児島市保育所等設置支援補助金工事進捗状況報告書(様式第8)により12月末日現在の状況を翌月10日までに市長に報告する。

(実績報告)

第9条 補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、規則第14条の規定により鹿児島市保育所等設置支援補助金実績報告書(様式第9。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 精算額内訳書(様式第10)
- (2) 報告書(様式第11)
- (3) 歳入歳出決算(見込)書抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出は、補助事業の完了の日(補助事業を廃止したときは、その承認を受け

た日)の翌日から起算して20日以内(当該期限が当該年度の末日を超えるときは、同日まで)とする。

(補助金の返還)

第10条 規則第19条第1項に該当することとなった場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合は、申請の内容を記載した書面に当該補助事業に係る補助金の目的を達成するため講じた措置、当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第23条に規定する財産処分の制限に、廃棄を加える。

2 規則第23条第2号に規定する別に定める財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

3 規則第23条ただし書に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

(帳簿及び証拠書類の保管)

第12条 補助事業者等は、規則第11条に規定する書類、帳簿等を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

2 補助事業者等は、補助事業が完了したときは、取得財産等管理台帳を備え取得財産について管理するとともに、市長が別に通知する日までに鹿児島市保育所等設置支援補助金取得財産等管理明細書(様式第12)により、市長に報告しなければならない。

(併給の禁止)

第13条 補助事業者等は、補助金の交付対象経費と重複して他の財政的援助を受けることはできない。

(原状回復費用等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、建物の賃借が終了するときの原状回復費用等について、資金計画等の策定等、保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業所の運営に支障のないよう事前に方策を講じておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年8月31日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象経費	交付基準額	補助率
賃貸物件を活用した保育所又は幼保連携型認定こども園を設置するための改修費、賃貸物件等を活用した小規模保育事業A型を設置するための改修費、備品購入に要する経費、改修期間中の賃借料、礼金（敷金・保証金は含まない）等	38,223,000円	3/4